

視覚障害者等用資料の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天草市立図書館が所蔵する資料のうち、著作権法第37条第3項に規定される視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供することに限定された音声デイジーやマルチメディアデイジー等（以下「視覚障害者等用資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料を利用する者)

第2条 視覚障害者等用資料を利用できる者は、天草市立図書館条例施行規則（以下「規則」）第7条の図書館資料の貸出カードの交付を受けている者のうち、別表1に例示する状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者とする。

(登録)

第3条 視覚障害者等用資料を利用しようとする者は、事前に本人又は代理人が、天草市立図書館利用登録書を館長に提出し、貸出カードの発行を受ける。

2 天草市立図書館（以下「図書館」という。）は、「マルチメディアデイジー利用認定申込書」（第1号様式）の「利用登録資格確認リスト」（別表2）により前条に該当する者であるかを確認し、該当者を認定する。

(貸出しの手続き)

第4条 登録者または代理人が視覚障害者等用資料の貸出しを受けようとする場合は、第3条第2項に規定するカードによらなければならない。

(貸出点数及び貸出期間)

第5条 視覚障害者等用資料を貸出ししようとする者1人に対し、同時に貸出すことのできる視覚障害者等用資料は、5点以内、貸出期間は15日以内とする。

2 貸出カードの交付を受けている者については、貸出しの延長をすることができる。

(資料の予約)

第6条 貸出しを希望する視覚障害者等用資料が貸出中のときは、申込書（第2号様式）により、当該資料を予約することができる。

(団体利用)

第7条 規則第6条第3項に規定する団体のうち、視覚障害者等に対しデイジー図書等を利用するものは、所蔵しているデイジー図書のうち著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第37条第3項の視覚障害者等以外の者に提供又は提示が行われているものを利用する事ができる。館外貸し出しについては第4条による。

別表 1

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

別表 2 (利用登録確認項目リスト)

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」による

確 認 事 項	
身体障害者手帳の所持 [] 級 (注)	
精神障害者保健福祉手帳の所持 [] 級	
療育手帳の所持 [] 級	
医療機関・医療従事者からの証明書がある	注 (身体障害者手帳における障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動-上肢、運動-移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫など (身体障害者福祉法別表による)
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある	
学校・教師から障害の状態を示す文書がある	
職場から障害の状態を示す文書がある	
学校における特別支援を受けているか受けていた	
福祉サービスを受けている	
ボランティアのサポートを受けている	
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている	
活字をそのままの大きさでは読めない	

※上記項目のいずれかに当てはまるか、館長による許可がある場合に登録、貸出を受けることができます。